

東京の福祉保健 2014

分野別取組

 東京都福祉保健局

はじめに

- 平成 18 年 2 月、東京都福祉保健局は、「福祉改革」「医療改革」を更に前進させ、確かな「安心」を次世代に引き継いでいくため、福祉・保健・医療分野の基本方針として「福祉・健康都市 東京ビジョン」を策定しました。
- 現在、東京は、かつて経験したことの無いほど急速に高齢化が進展しており、平成 32 年に後期高齢者数が前期高齢者数を上回り、団塊の世代が後期高齢期を迎える平成 37 年には、高齢者人口が 332 万人に増加すると推計されており、都民の 4 人に 1 人が高齢者となる見込みです。
- また、核家族化や就業環境の変化、近隣関係の希薄化などを背景に、結婚や子育てに関する価値観の変化などから少子化が急速に進んでおり、平成 24 年の合計特殊出生率は、1.09 人で全国最低です。
- このような中で、将来世代に確かな「安心」を引き継ぐためには、中長期的な視点に立って福祉・保健・医療サービスの充実に取り組むとともに、社会経済環境の急激な変化や震災等の緊急・突発的な事態にも迅速かつ的確に対応し、実効性のある施策の展開を図る必要があります。
- このたび発行する「東京の福祉保健 2014 分野別取組」は、都が目指す都市像の実現に向け、福祉保健局が所管する施策のうち、平成 26 年度に重点的に取り組む事業を分野別に取りまとめたものです。
- 今後とも、大都市「東京」にふさわしい、福祉・保健・医療施策を積極的に展開し、「福祉・健康都市」の充実に努めていきます。

平成 26 年 5 月
東京都福祉保健局

目 次

分野別計画等	1
第1 地域で安心して子供を産み育てられる社会を目指します	
【子供家庭分野】	20
1 子育てと仕事の両立に向け、多様な保育サービスの拡充により整備を加速します	
2 安心して子育てができるよう家庭を支援する取組を推進します	
3 特別な支援を要する子供と家庭への対応を強化します	
第2 高齢者が健康で自分らしく暮らせる社会を目指します	
【高齢者分野】	34
1 高齢者の生活を支える地域包括ケアシステムを推進します	
2 地域生活を支える多様な住まいを充実します	
3 認知症に関する総合的な施策を推進します	
第3 障害者が安心して暮らせる社会の実現を目指します	
【障害者分野】	48
1 障害者が地域で安心して暮らせるよう基盤等を充実します	
2 医療支援体制の充実により身近な地域での生活を支援します	
3 障害者の自立に向けた就労促進策を推進します	
第4 都民の生活を支える取組を推進します	
【生活福祉分野】	62
1 低所得者・離職者等の生活の安定に向けて支援します	
2 福祉人材の確保・育成・定着への取組を充実します	
3 ユニバーサルデザインの考え方に立ったまちづくりを進めます	
第5 ライフステージを通じた健康づくりを支援し、都民の健康寿命の延伸を目指します	
【保健分野】	72
1 がんを始めとした疾病の予防、健康づくりを支援します	
2 自殺対策を総合的に推進します	

第6 都民の365日24時間の安心を支え、患者中心の医療提供体制整備を進めます

【医療分野】 80

- 1 都民の安全・安心を守る救急医療・災害医療体制を整備します
- 2 安心して子供を産み、育てられる周産期医療・小児医療体制を整備します
- 3 がん等の生活習慣病の医療連携体制を都内全域で確保します
- 4 「患者中心の医療」を支える人材の確保に努めます

第7 多様化する健康危機から都民を守ります

【健康安全分野】 96

- 1 新型インフルエンザ等の新興・再興感染症の流行に備え
万全の対策を講じます
- 2 違法（脱法）ドラッグの速やかな排除を目指し、規制、監視指導、
普及啓発を強化します
- 3 健康危機から都民を守る体制の充実を図ります

第8 広域的な自治体としての役割を着実に果たします

【横断的取組】 106

- 1 サービスの「信頼確保」と「質の向上」を推進します
- 2 区市町村の主体的な施策展開を支援します
- 3 新たな時代に合わせた都立施設改革を推進します

<参考>

- 東京都では、福祉・保健・医療に関わる様々なキャンペーン等を実施しています

119

「2020年の東京」、「福祉・健康都市 東京ビジョン」と分野別計画

10年後の東京（平成18年12月）
 2020年の東京（平成23年12月）
 「10年後の東京」計画の理念、基本的な考え方を着実に継承し、これを充実・強化するとともに、東日本大震災後の新たな社会経済状況に対して、中長期的な視点からの確に対応し、日本の再生と東京のさらなる進化を目指して策定した新たな都市戦略

（平成18年2月）
福祉・健康都市東京ビジョン
 福祉と保健医療の両分野を貫く基本方針で、分野別計画の策定・推進の基本

分野別計画

次世代育成支援行動計画（後期） （保育計画・ひとり親家庭自立支援計画）	平成22年度～ 平成26年度
高齢者保健福祉計画 （介護保険事業支援計画・老人福祉計画）	平成24年度～ 平成26年度
地域ケア体制整備構想	平成19年12月 策定
障害者計画・障害福祉計画	平成24年度～ 平成26年度
福祉のまちづくり推進計画	平成26年度～ 平成30年度
保健医療計画	平成25年度～ 平成29年度
がん対策推進計画	平成25年度～ 平成29年度
健康推進プラン21（第二次）	平成25年度～ 平成34年度
医療費適正化計画	平成25年度～ 平成29年度
感染症予防計画	平成20年3月 改定
食品安全推進計画	平成22年度～ 平成26年度
動物愛護管理推進計画	平成26年度～ 平成35年度

**次世代育成支援東京都行動計画（後期）
（保育計画・ひとり親家庭自立支援計画）**

- 次世代育成支援対策推進法第9条に基づく「地域行動計画」
- 児童福祉法に基づく「保育計画」と母子及び寡婦福祉法に基づく「母子家庭及び寡婦自立促進計画」（東京都では「ひとり親家庭自立支援計画」）を包含
- 計画期間は平成22年度から平成26年度までの5年間

○ 理念

- ・ すべての子供達が個性や想像力を伸ばし、次代の後継者として自立する環境を整える
- ・ 安心して子供を産み育て、子育ての喜びを実感できる社会を実現する
- ・ 社会全体で、子供と子育て家庭を支援する

○ 目標

- 1 地域で安心して子育てができる新たな仕組みづくり
 - ・ 子育て家庭を地域で支える仕組みとサービスの充実
 - ・ 小児・母子医療体制の整備
- 2 仕事と家庭生活との両立の実現
 - ・ 家庭生活との調和が取れた職場づくりの推進
 - ・ 待機児童対策・保育サービスの充実
 - ・ 多様化するニーズに応じた保育サービスの提供
 - ・ 保育サービスの質の向上
- 3 次代を担う子供達がたくましく成長し自立する基盤づくり
 - ・ 子供の生きる力をはぐくむ環境の整備
 - ・ 若者の社会的自立の促進
- 4 特別な支援を必要とする子供や家庭の自立を促進する基盤づくり
 - ・ 児童虐待防止対策の推進
 - ・ 社会的養護を必要とする子供への取組
 - ・ ひとり親家庭の自立支援の推進
- 5 子供の安全と安心を確保し、子育てを支援する環境づくり
 - ・ 子供を有害な情報・環境から守る取組の推進
 - ・ 安全・安心の子育て支援の基盤整備

高 齢 者 保 健 福 祉 計 画 (介 護 保 険 事 業 支 援 計 画 ・ 老 人 福 祉 計 画)

- 老人福祉法第20条の9に基づく都道府県老人福祉計画及び介護保険法第118条に基づく都道府県介護保険事業支援計画を合わせ、東京都における高齢者の総合的・基本的計画として一体的に作成
- 計画期間は平成24年度から平成26年度までの3年間

- 理念
 - ・ 「高齢者の自立と尊厳を支える社会」の実現
 - ・ 「誰もが住み慣れた地域で暮らし、支え合う社会」の実現
 - ・ 確かな「安心」を次世代に継承

- 施策展開の視点
 - ・ 地域における安心な生活の確保
 - ・ 介護サービスの基盤整備と円滑・適正な制度運営
 - ・ 地域社会を支える人材の確保・定着・育成
 - ・ 多様な社会参加の促進

- 重点的取組
 - 1 介護サービス基盤の整備
 - 2 在宅療養の推進
 - 3 認知症対策の総合的な推進
 - 4 高齢者の住まいの確保
 - 5 介護人材対策の推進
 - 6 地域社会を支える担い手としての高齢者の支援

地 域 ケ ア 体 制 整 備 構 想

- 平成 19 年 6 月に厚生労働省が策定した「地域ケア体制の整備に関する基本指針」に基づき、高齢者の地域での生活を支えるケア体制の在り方について、基本的な考え方を示すものとして策定（平成 19 年 12 月）
- 理念
 - ・ 「高齢者の自立と尊厳を支える社会」の実現
 - ・ 確かな「安心」を次世代に継承
- 構想の視点
 - ・ 大都市東京の特性を活かす
 - ・ 地域生活の継続
 - ・ 元気な高齢者を中心として地域力で支援
- 地域ケア体制の整備に当たっての考え方
 - ・ 高齢者数の急増により、介護サービスは中重度者への重点的な対応を図る
 - ・ 24 時間安心して暮らせる見守りサービスの提供が必要
 - ・ 地域における安心した療養生活のために、在宅医療の基盤整備が必要

障 害 者 計 画 ・ 障 害 福 祉 計 画

- 障害者基本法に基づく「東京都障害者計画」と障害者自立支援法（現在は、障害者総合支援法）に基づく「第3期東京都障害福祉計画」を一体的に策定
 - 障害者施策に関する基本理念、平成26年度までの各年度における障害福祉サービス等の必要見込量、地域生活移行及び一般就労に関する数値目標などを掲げ、広範な施策分野にわたって達成すべき施策目標・事業目標を明らかにして、全庁を挙げて障害者施策を総合的に展開するための計画
 - 計画期間は平成24年度から平成26年度までの3年間
- 理念
- ・ 障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現
 - ・ 障害者が当たり前で働ける社会の実現
 - ・ すべての都民が共に暮らす地域社会の実現
- 主な施策展開
- ・ 地域生活を支える基盤の整備促進
「障害者の地域移行・安心生活支援3か年プラン」により、必要なサービス量の確保に向けて、通所施設やグループホーム等、4,810人分の基盤整備を促進
 - ・ 地域生活への移行の仕組みづくり
地域移行に関する普及啓発、地域への移行支援と定着支援の充実、入所施設の地域生活を支援するための機能の強化などにより、地域生活への移行を促進
 - ・ 一般就労に向けた支援の充実・強化
「障害者雇用・就労推進TOKYOプラン（行動指針）」の具体化に向け、安心して働き続けられるための必要な支援体制の整備や、就労面の支援と生活面の支援の一体的な提供などにより、一般就労への移行を支援
 - ・ 多様な障害特性に応じたきめ細かな対応
精神障害、重症心身障害、発達障害、高次脳機能障害などの多様な障害特性に応じた相談支援体制や医療支援体制等の整備・充実を図る

福祉のまちづくり推進計画

- 東京都福祉のまちづくり条例に基づき策定
 - 都における福祉のまちづくりの推進に関わる福祉、教育、住宅、建設、交通、安全・安心、観光等のあらゆる分野の施策を盛り込んだ計画
 - 計画期間は平成26年度から平成30年度までの5年間
- 理念
- ・ すべての人が安全、安心、快適に暮らし、訪れることができる、ユニバーサルデザインを基本とした福祉のまちづくりを進める
 - ・ 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催も見据え、ユニバーサルデザインの先進都市東京の実現に向け、一層の施策の充実に努める
- 基本的視点
- 1 円滑な移動、施設の利用のためのバリアフリー化の推進
高齢者や障害者等が社会参加するに当たり、公共交通、建築物、道路、公園について移動等の円滑化を促進
 - 2 地域での自立した生活の基盤となるバリアフリー住宅の整備
地域での自立した生活の基盤となる住宅について、誰もが住みなれた地域で安全に安心して暮らすことのできる環境を整備
 - 3 様々な障害特性や外国人等にも配慮した情報バリアフリーの充実
高齢者や障害者を含めたすべての人が、地域の中で自立して生活していくために、誰もが必要な情報を必要ときに入手できるよう、相手方の特性に応じた情報提供の取組を展開
 - 4 災害時・緊急時の備えなど安全・安心のまちづくり
地震などの自然災害に対し、万全の備えを講じて防災対応力を向上し、安全な都市を実現
特に要配慮者に対しては十分に配慮し、きめ細かく取組
 - 5 心のバリアフリーに向けた普及啓発の強化と社会参加への支援
ハード面での整備に加え、利用者である高齢者や障害者を含めた人々の多様性の理解を図り、思いやりの心を育むソフト面での取組として、普及啓発を推進するとともに、高齢者・障害者の社会参加を支援

保 健 医 療 計 画

- 医療法に定める「医療計画」を含むものであり、東京都の保健医療に関し、施策の方向を明らかにする「基本的かつ総合的な計画」
- 計画期間は、平成25年度から平成29年度までの5年間

○ 理念

- ・ 安全で安心かつ良質な保健医療体制を実現するため、都民の視点に立って保健医療情報を提供するとともに、患者中心の医療の実現に向けて、急性期から回復期、在宅療養に至る医療サービスを地域ごとに切れ目なく確保
- ・ 保健・医療・福祉の連携によるサービスの一貫した提供と健康危機から都民を守るための体制とが相互に支え合う体制を充実

○ ポイント

1 がん医療

- ・ 患者・家族が安心できるがん医療提供体制を推進
- ・ がんと診断された時からの切れ目のない緩和ケアを提供
- ・ 小児がんに対する総合的な支援体制を構築
- ・ がん登録とがんに関する研究を推進

2 脳卒中医療

- ・ 都民に対する脳卒中医療に係る普及啓発を推進
- ・ 救急搬送・受入体制の充実と病期に応じたリハビリテーション事業の整備

3 急性心筋梗塞医療

- ・ CCU医療機関の連携強化と質の向上
- ・ 患者が在宅で安心して生活できるよう支援

4 糖尿病医療

- ・ 予防から治療までの医療連携の強化
- ・ 糖尿病に関する普及啓発を促進

5 精神疾患医療

- ・ 日常診療体制の構築を推進
- ・ 精神科救急医療提供体制の安定的な確保
- ・ 地域生活支援の取組を推進
- ・ うつ病対策、依存症・薬物関連問題、小児精神科医療、発達障害児（者）支援、高次脳機能障害者支援等の個別課題への対応
- ・ 認知症の早期診断・早期対応等の総合的対策を強化

6 救急医療

- ・ 救急医療体制を再構築
- ・ 救急車の適正利用の推進と搬送時間の短縮

7 災害医療

- ・ 災害医療コーディネーターを中心に情報連絡体制を強化
- ・ 医療機関の受入体制や搬送方法など医療救護活動を確保
- ・ 東京DMATの体制を強化
- ・ 医薬品等の供給体制を強化

8 へき地医療

- ・ へき地町村の行う医療従事者確保を支援
- ・ へき地勤務医師等の医療活動を支援

9 周産期医療

- ・ 周産期母子医療センター等周産期医療施設の機能を強化
- ・ 周産期搬送体制の整備を促進
- ・ NICU等入院児の在宅療養等への移行支援の促進

10 小児医療

- ・ 小児救急医療体制の実施体制を確保
- ・ こども救命センターの機能強化
- ・ 小児医療に関する普及啓発・相談支援事業を推進

11 在宅療養

- ・ 区市町村を実施主体とした地域包括ケアの視点に立った在宅療養支援体制を構築
- ・ 入院医療機関における退院支援の強化
- ・ 災害時の支援体制の確保
- ・ 在宅療養に関する情報等について都民への普及啓発を促進

が ん 対 策 推 進 計 画

- がん対策基本法に基づく「都道府県がん対策推進計画」（国のがん対策基本計画を踏まえ策定）
 - がんの予防から治療及び療養生活の質の向上に至るまでの総合的な計画
 - 計画期間は平成25年度から平成29年度までの5年間
-
- 基本方針
 - 1 予防を重視
 - 2 高度ながん医療を総合的に展開
 - 3 患者家族の不安を軽減
 - 4 がん登録やがんの研究の推進

 - 全体目標
 - ・ がんによる死亡者の減少
 - ・ すべてのがん患者及びその家族の不安の軽減並びに療養生活の質の向上
 - ・ がんになっても自分らしく生活できる社会の構築

 - ポイント
 - 1 がんの予防の推進
 - ・ 科学的根拠に基づくがんを遠ざけるための生活習慣について、多様な広報媒体を活用した効果的な普及啓発の実施
 - 2 がんの早期発見の推進
 - ・ 個別勧奨・再勧奨など、がん検診受診率向上施策の推進
 - ・ 職場における検診の実態把握及び従業員が受診しやすい環境整備への支援
 - ・ 年齢やがん検診への関心度に応じ、様々な手法を活用した、広域のかつ効果的な普及啓発の実施
 - ・ がん検診から精密検査受診・診断まで切れ目のない連携体制の在り方の検討
 - 3 がんを予防するための健康教育の推進
 - ・ 地域における家庭・学校・医療機関等と連携した健康教育の推進
 - ・ 地域における健康教育の先駆的事例の収集及び紹介
 - 4 高度ながん医療の総合的な展開
 - ・ 拠点病院等と地域の医療機関・薬局等の連携による地域医療連携体制の構築
 - ・ 地域緩和ケアの推進
 - ・ 「東京都小児がん診療連携ネットワーク」の整備による小児がん医療提供体制の構築
 - 5 患者・家族の不安の軽減
 - ・ 相談支援センターの機能の強化
 - ・ 「東京都がんポータルサイト」の構築による、がんに関する総合的な情報発信の実施
 - ・ がん患者の就労等に関する普及啓発・相談支援体制の整備
 - 6 がん登録と研究の推進
 - ・ 院内がん登録実施医療機関に対する支援の実施
 - ・ 地域がん登録の推進

健康推進プラン 2 1 (第 二 次)

- 健康増進法に基づく「都道府県健康増進計画」
- 都民が主体的に取り組む健康づくりを社会全体で支援・推進する計画
- 計画期間は平成25年度から平成34年度までの10年間 ※5年を目途に中間評価を実施

○ 基本的な考え方

- ・ どこに住んでいても、生涯にわたり健やかに暮らせる社会の実現
- ・ 都の特性や都民の健康状況を踏まえた目標の設定
- ・ 目標達成に向けた都民及び関係機関の役割・取組の明確化

○ 総合目標

- ・ 健康寿命の延伸
- ・ 健康格差の縮小

○ 分野別目標

(領域1) 主な生活習慣病の発症予防と重症化予防

- | | | | |
|---|-----------------|---|---------------------------------|
| 1 | がん | : | がんの75歳未満年齢調整死亡率を下げる |
| 2 | 糖尿病・メタリックシンドローム | : | 糖尿病による合併症を発症する人の割合を減らす |
| 3 | 循環器疾患 | : | 脳血管疾患及び虚血性心疾患の年齢調整死亡率を下げる |
| 4 | COPD | : | COPD(慢性閉塞性肺疾患)について知っている人の割合を増やす |

(領域2) 生活習慣の改善

- | | | | |
|---|---------|---|-------------------------------|
| 1 | 栄養・食生活 | : | 適切な量と質の食事をとる人を増やす |
| 2 | 身体活動・運動 | : | 日常生活における身体活動量(歩数)を増やす |
| 3 | 休養 | : | 睡眠に充足感を感じている人の割合を増やす |
| 4 | 飲酒 | : | 生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している人の割合を減らす |
| 5 | 喫煙 | : | 成人の喫煙率を下げる |
| 6 | 歯・口腔の健康 | : | 歯・口の状態についてほぼ満足している人の割合を増やす |

(領域3) ライフステージを通じた健康づくりと健康を支える社会環境の整備

- | | | | |
|---|--------|---|----------------------|
| 1 | こころの健康 | : | うつ傾向や不安の強い人の割合を減らす |
| 2 | 次世代の健康 | : | 運動を習慣的にしている子供の割合を増やす |
| 3 | 高齢者の健康 | : | 社会生活を営むために必要な機能を維持する |
| 4 | 社会環境整備 | : | 地域のつながりを醸成する |

医 療 費 適 正 化 計 画

- 高齢者の医療の確保に関する法律第9条に基づく計画
- 計画期間は平成25年度から平成29年度までの5年間

○ 目的

都民医療費の現在の状況及び今後の見通しを示すとともに、都民の健康の保持や良質で効率的な医療提供体制の確立及び介護サービス基盤の充実等に向けた取組を推進することにより、都民医療費の適正水準の確保に資することを目的とする

感 染 症 予 防 計 画

- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）及び「感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針」（平成19年4月国において改正）を踏まえ、平成20年3月に改定
- 国の基本指針は、感染症法第9条第3項に基づき少なくとも5年ごとに再検討を加えることとされており、都においても、この基本指針の見直しに合わせて、本計画について、感染症法第10条第4項に基づき再検討を加え、必要に応じて改定していく。
※ 平成26年4月末時点 国の基本指針未改正

○ 基本方針

- ・ 総合的な予防対策（感染症発生の予防、感染拡大・まん延の防止）の実施と人権の尊重
- ・ 関係機関との連携を図り、健康危機管理体制を確立
- ・ 病原体の適切な管理

○ 主な内容

医療体制

- ・ 感染症指定医療機関の感染症病床は130床程度を確保
- ・ 確定診断までの受け入れが可能な診療協力医療機関を保健医療圏ごとに複数確保
- ・ 一般医療機関に対する適切な情報提供

新型インフルエンザ対策

- ・ 発熱センター及び確定診断までの受け入れを行う医療機関や勧告入院先の確保のほか、必要な医療資材の確保等、医療体制の整備を推進
- ・ 地域医療体制の整備及び、地域単位での計画的な病床確保を推進
- ・ 病床の不足が生じた場合に医療機関の敷地内に新型インフルエンザ患者を収容するための臨時施設を確保することなどについても検討

結核対策

- ・ 基準病床740床程度を確保
※東京都保健医療計画（平成25年3月改定）で400床程度へ見直し
- ・ 「東京都結核予防計画」（平成17年12月策定）を感染症予防計画の一部として位置付け
- ・ 病床の機能分化や外来治療を行う患者へのDOTSの推進

エイズ対策

- ・ 平成18年3月に改正された「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」を踏まえ、エイズ対策の推進に関する基本的な計画を策定し、中長期的視野に立った施策を計画的に展開

麻しん対策

- ・ 麻しん排除に向けたワクチン接種推進、対策会議の設置など

食 品 安 全 推 進 計 画

- 東京都食品安全条例に基づき策定
- 計画期間は平成22年度から26年度までの5年間

○ 基本的視点

東京都食品安全条例の目的と基本理念を踏まえ、食品を取り巻く課題の解決を図る

(東京都食品安全条例の目的)

食品の安全を確保することにより、「現在及び将来の都民の健康保護を図る」

(東京都食品安全条例の基本理念)

- ・ 事業者責任を基礎とする安全確保
- ・ 最新の科学的知見に基づく安全確保
- ・ 都、事業者、都民の相互理解と協力に基づく安全確保

○ 重点的・優先的に取り組む施策（九つの戦略的プラン）

(施策の方向性1)

事業者のコンプライアンス意識を高め、自主管理向上のための施策の充実を図る

戦略的プラン1 : GAPと生産情報提供食品事業者登録制度の推進

戦略的プラン2 : 事業者が取り組む自主的な衛生・品質管理の推進

(施策の方向性2)

健康被害の未然防止・拡大防止に力点を置いた施策の充実を図る

戦略的プラン3 : 緊急時における危機管理体制の整備

戦略的プラン4 : 食品安全に関する情報収集と評価

戦略的プラン5 : 「健康食品」による健康被害の防止

戦略的プラン6 : 輸入食品の安全確保対策の充実

(施策の方向性3)

食の信頼確保に向けた都民への情報提供の充実を図る

戦略的プラン7 : 食物アレルギーに関する理解の促進

戦略的プラン8 : 食品表示に関する知識の普及と適正表示の推進

戦略的プラン9 : 食に関するリスクコミュニケーションの充実

○ 生産から消費に至る食品安全確保のための基本施策（49施策）

施策の柱1 事業者責任による食品の安全確保（10施策）

施策の柱2 生産から消費までの一貫した未然防止・拡大防止（19施策）

施策の柱3 関係者による相互理解と協力の推進（11施策）

施策の柱4 安全を確保する施策の基盤づくり（9施策）

動物愛護管理推進計画

- 動物の愛護及び管理に関する法律第6条、東京都動物の愛護及び管理に関する条例第2条、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針に基づく計画
- 都民、事業者、ボランティア・関係団体、区市町村、都といった動物愛護管理に関わる各主体に共通の行動指針
- 計画期間は、平成26年度から平成35年度までの10年間（5年後を目途に見直し予定）

○ 基本方針

人と動物との調和のとれた共生社会の実現を目指す

○ 施策展開の方向

1 動物の適正飼養の啓発と徹底

- 施策1 適正飼養・終生飼養に係る普及啓発の強化
- 施策2 犬の適正飼養の徹底
- 施策3 地域の飼い主のいない猫対策の拡充
- 施策4 多頭飼育に起因する問題への対応
- 施策5 動物の遺棄・虐待防止に関する対策
- 施策6 適正飼養の普及啓発に係る動物愛護推進員等の人材育成
- 施策7 小中学校等の教育現場での動物愛護管理の普及啓発活動への支援

2 事業者等による動物の適正な取扱いの推進

- 施策8 動物取扱業の監視強化
- 施策9 動物取扱業の指導事項等の拡大への対応
- 施策10 特定動物飼養許可及び適正飼養の徹底
- 施策11 産業動物及び実験動物の適正な取扱いへの対応

3 動物の致死処分数の更なる減少を目指した取組の推進

- 施策12 譲渡拡大のための仕組みづくり
- 施策13 取扱動物の適正な飼養管理の確保

4 災害対策をはじめとする危機管理への的確な対応

- 施策14 動物由来感染症への対応強化
- 施策15 災害時の動物救護体制の充実

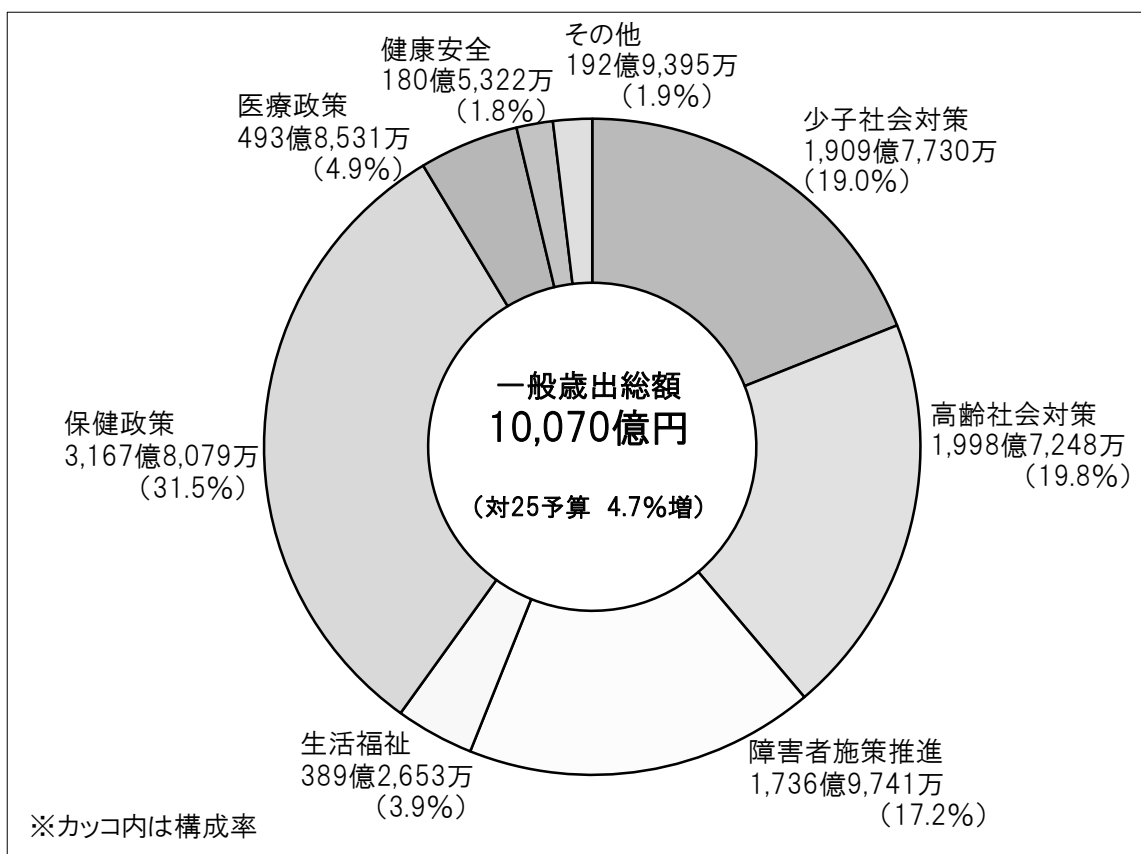
○ 具体的数値目標（平成35年度）

- ・ 動物の引取り数 : 平成24年度比15%削減
- ・ 動物の致死処分数 : 平成24年度比20%削減
- ・ 犬の返還・譲渡率 : 85%以上に増やす
- ・ 猫の返還・譲渡率 : 20%以上に増やす

平成26年度福祉保健局予算の概要

(単位:百万円、%)

科 目	26年度予算額	25年度予算額	増減額	増減率
福祉保健局予算(一般歳出)	1,006,987	961,761	45,226	4.7%
少子社会対策	190,977	156,865	34,112	21.7%
高齢社会対策	199,872	202,202	△ 2,330	△ 1.2%
障害者施策推進	173,698	165,162	8,536	5.2%
生活福祉	38,927	40,387	△ 1,460	△ 3.6%
保健政策	316,781	316,700	81	0.0%
医療政策	49,385	50,345	△ 960	△ 1.9%
健康安全	18,053	17,407	646	3.7%
その他	19,294	12,693	6,601	52.0%



〔特別会計予算の状況〕

(単位:百万円、%)

区 分	26年度予算額	25年度予算額	増減額	増減率
母子福祉貸付資金会計 貸付金	4,764	4,940	△ 176	△ 3.6%
心身障害者扶養年金会計 清算金等	5,926	6,363	△ 437	△ 6.9%

平成 26 年度補正予算による新規・拡充事業について

- **多様な保育サービス主体の参入促進等**
 - **多様な主体による保育所緊急整備事業【新規】(P25)** (拡充分) 859 百万円
国の整備費補助の対象となっていない株式会社や NPO 法人等の認可保育事業者への参入を促進する区市町村に対して支援を行うことにより、保育サービスの一層の拡充を図ります。
 - **事業所内保育施設支援事業【拡充】(P27)** (拡充分) 73 百万円
地域開放を行う事業所内保育施設の設置を一層促進するため、平成 26 年度から、設置費補助の区市町村負担分を都が全額負担します。

- **東京子育て応援ファンドの創設【新規】(P29)** 2,140 百万円
 - 社会全体で少子化問題に対応するため、都民、企業、都の出資による東京子育て応援ファンドを創設し、NPO、企業、地域団体等が行う先駆的・先進的な事業などを支援します。

- **手話のできる都民育成事業【新規】(P54)** 27 百万円
 - 国内外の聴覚障害者に対する受け入れ態勢の整備に向けて、手話通訳の裾野拡大や、手話のできる都民の育成を図ります。

- **福祉人材の確保・育成・定着に向けた総合的な支援【新規】(P69)** 40 百万円
 - 福祉人材の確保・育成・定着を総合的に支援する仕組みを構築するため、資格取得者の情報を有効に活用できる機能整備の検討等を行います。
 - 職員の事務負担を軽減し、専門業務に注力できる環境を整備するため、訪問看護ステーションにおいてクラーク人材派遣モデル事業を行います。

- **救急医療の充実強化**
 - **救急看護認定看護師の配置促進【新規】(P83)** 23 百万円
地域の救急医療の核となる地域救急医療センターにおけるトリアージ機能を強化するため、救急看護の認定看護師資格の取得を支援します。
 - **東京都在宅療養支援員育成事業【新規】(P92)** 6 百万円
入院中の高齢者等が円滑に在宅移行できるよう支援する人材を育成し、住みなれた地域で安心して療養できる体制を強化します。

分野別事業展開

平成26年度に展開する8分野の主な施策

第1

地域で安心して子供を産み育てられる社会を目指します

- 1 子育てと仕事の両立に向け、多様な保育サービスの拡充により整備を加速します
- 2 安心して子育てできるよう家庭を支援する取組を推進します
- 3 特別な支援を要する子供と家庭への対応を強化します

第2

高齢者が健康で自分らしく暮らせる社会を目指します

- 1 高齢者の生活を支える地域包括ケアシステムを推進します
- 2 地域生活を支える多様な住まいを充実します
- 3 認知症に関する総合的な施策を推進します

第3

障害者が安心して暮らせる社会の実現を目指します

- 1 障害者が地域で安心して暮らせるよう基盤等を充実します
- 2 医療支援体制の充実により身近な地域での生活を支援します
- 3 障害者の自立に向けた就労促進策を推進します

第4

都民の生活を支える取組を推進します

- 1 低所得者・離職者等の生活の安定に向けて支援します
- 2 福祉人材の確保・育成・定着への取組を充実します
- 3 ユニバーサルデザインの考え方に立ったまちづくりを進めます

第5

ライフステージを通じた健康づくりを支援し、都民の健康寿命の延伸を目指します

- 1 がんを始めとした疾病の予防、健康づくりを支援します
- 2 自殺対策を総合的に推進します

第6

都民の365日24時間の安心を支え、患者中心の医療提供体制整備を進めます

- 1 都民の安全・安心を守る救急医療・災害医療体制を整備します
- 2 安心して子供を産み、育てられる周産期医療・小児医療体制を整備します
- 3 がん等の生活習慣病の医療連携体制を都内全域で確保します
- 4 「患者中心の医療」を支える人材の確保に努めます

第7

多様化する健康危機から都民を守ります

- 1 新型インフルエンザ等の新興・再興感染症の流行に備え万全の対策を講じます
- 2 違法(脱法)ドラッグの速やかな排除を目指し、規制、監視指導、普及啓発を強化します
- 3 健康危機から都民を守る体制の充実を図ります

第8

広域的な自治体としての役割を着実に果たします

- 1 サービスの「信頼確保」と「質の向上」を推進します
- 2 区市町村の主体的な施策展開を支援します
- 3 新たな時代に合わせた都立施設改革を推進します

第1 地域で安心して子供を産み育てられる社会を目指します

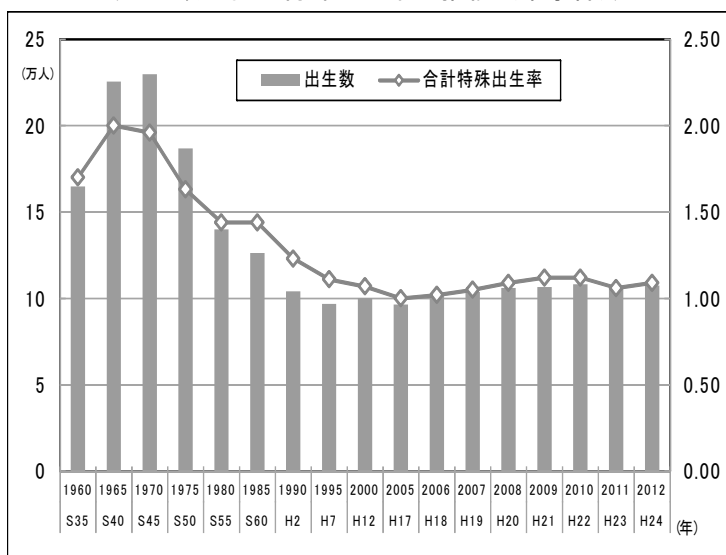
(子供と家庭を取り巻く状況)

○ 核家族化の進行や地域社会の人間関係の希薄化等により、家庭や地域の子育て力が低下し、子育てに対する親の負担感が増大しています。また、産業構造、就業環境の変化により、就業形態が多様化し、子育て家庭のニーズが複雑化しています。特に、東京のような大都市では、このような状況が顕著になっています。

○ 同時に、少子化が急速に進行しています。合計特殊出生率は平成17年に1.00と過去最低を記録しました。平成22年には1.12まで増加しましたが、平成24年は1.09となっており、依然として低水準で推移しています。

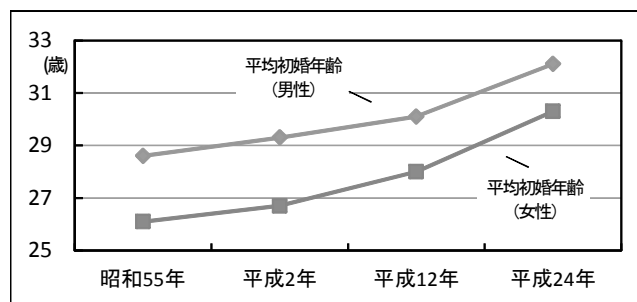
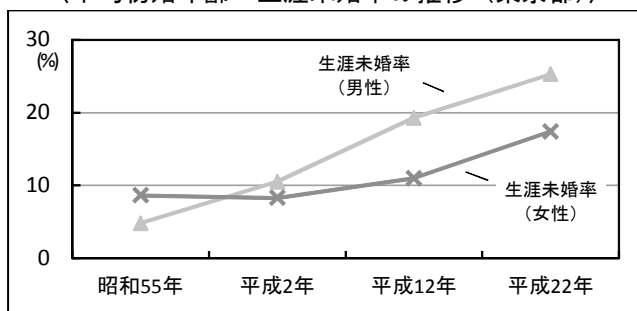
また、都の年間出生数については、昭和40年代以降減少傾向が続き、平成18年以降は10万人台で推移していますが、少子化の傾向は変わりません。

〈出生数と合計特殊出生率の推移（東京都）〉



○ 少子化の要因には、未婚化・晩婚化、初産年齢の上昇、夫婦の出生力の低下などがあるとされています。昭和55年と比較すると、都における平成22年の生涯未婚率は、男性が約5%から約25%へ、女性は約9%から約17%に上昇しています。晩婚化についても、都における平成24年の平均初婚年齢は男性が32.1歳、女性が30.3歳で、昭和55年から男性は3.5歳、女性は4.2歳上昇し、全国で最も高い水準にあります。

〈平均初婚年齢・生涯未婚率の推移（東京都）〉



- しかし、結婚や出産は個々人の価値観や人生観に深く関わるものであり、社会が強制すべきものではありません。いかなる時代にあっても、子供を産み育てたいと望む人たちが安心して子育てし、子供たちが健やかに成長していく環境を整備することは、行政をはじめ社会全体で取り組まなければならない重要な課題です。

(都の取組)

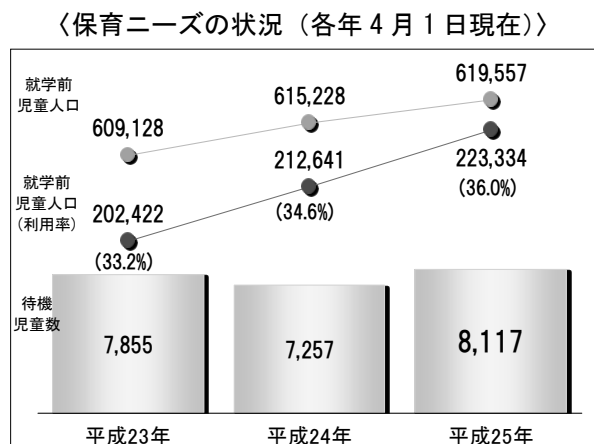
- 平成 17 年4月、都は「次世代育成支援東京都行動計画（前期）」（計画期間：平成 17～21 年度）を策定し、子供と家庭の健やかな暮らしのために様々な施策を展開してきました。
- その成果やこの間の社会情勢の変化なども踏まえ、平成 22 年4月、平成 22 年度から平成 26 年度までを計画期間とする「次世代育成支援東京都行動計画（後期）」を策定しました。

次世代育成支援東京都行動計画（後期） 5つの目標

- ・ 地域で安心して子育てができる新たな仕組みづくり
- ・ 仕事と家庭生活との両立の実現
- ・ 次代を担う子供達がたくましく成長し自立する基盤づくり
- ・ 特別な支援を必要とする子供や家庭の自立を促進する基盤づくり
- ・ 子供の安全と安心を確保し、子育てを支援する環境づくり

- また、平成 21 年7月に「少子化打破・緊急対策本部」を設置し、保育、医療、雇用、住宅など、これまで別個に展開されてきた施策を束ね、各分野の施策に横串を通すとともに、新たな発想に立って、子育て家庭が選択できるサービスの拡充に向けた検討を行い、平成 24 年度までの3か年で集中的に取り組む「少子化打破」緊急対策を、平成 22 年1月に取りまとめました。

- これらの計画に基づき、保育サービスの拡充に努めた結果、平成 25 年4月の都内の保育サービス利用児童数は、認可保育所・認証保育所・認定こども園・家庭的保育事業等をあわせ、前年から 10,693 人増加し、223,334 人となりました。



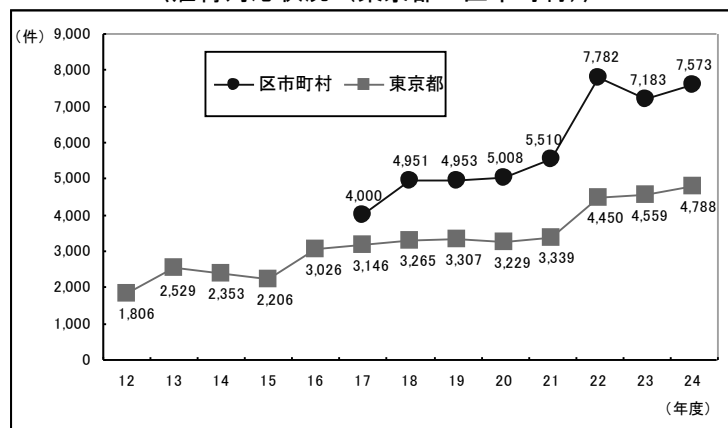
○ 2年連続で1万人以上の保育サービスを整備したものの、就学前児童人口の流入や共働き世帯の増加により保育ニーズが増大した結果、待機児童数は、前年と比べ860人増加し、都全体で8,117人となっています。今後、待機児童の解消に向けて、更に保育サービスの拡充を加速させていくことが必要です。

○ 平成25年10月、東京都子供・子育て会議を設置し、平成27年度からの子ども・子育て支援新制度の本格施行に向けて、都が策定する子供・子育て支援事業支援計画や、施策の総合的かつ計画的な推進について議論しています。

○ 児童相談所における平成24年度の児童虐待対応件数は4,778件、子供家庭支援センターにおける児童虐待対応件数は、7,573件と増加傾向が続いており、未然防止と早期発見の取組強化が、一層求められています。

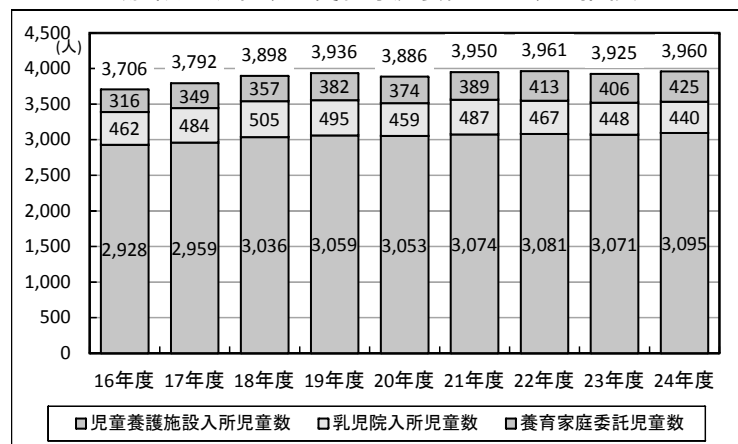
○ 虐待の未然防止から早期発見・対応、子供の保護、保護者支援などに至るまで、学校、幼稚園、保育所や、子供家庭支援センター、保健所・保健センター、警察、児童相談所等の関係機関が連携し、子供と家庭の状況に応じて適切に取り組むことが重要です。

〈虐待対応状況（東京都・区市町村）〉



○ また、児童虐待等の増加に伴い、社会的養護を必要とする子供も増えています。重篤な情緒・行動上の問題を抱える児童への対応など、より困難なケース等について、児童養護施設等における心理的ケアなどの専門機能を強化するとともに、グループホームの整備等による生活単位の小規模化を図るなど、きめ細かな支援を行うとともに、家庭的な雰囲気の中で地域との交流を持ちながら生活できる、養育家庭等の家庭的養護の拡充を図っていく必要があります。

〈施設入所者数・養育家庭委託児童数の推移〉



（国の動向）

- 平成24年6月、民主党・自由民主党・公明党3党による社会保障・税一体改革（社会保障部分）に関する実務者間会合において「社会保障・税一体改革に関する確認書」が取りまとめられ、これを踏まえ、「子ども・子育て関連3法」が8月に成立しました。
- 新法に基づき、幼児期の学校教育・保育、地域の子供・子育て支援を総合的に進める仕組みである「子ども・子育て支援新制度」では、幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督が一本化されるとともに、学校及び児童福祉施設として法的に位置づけられます。また、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等の給付（「地域型保育給付」）の創設が予定されています。
- 制度の詳細については、平成25年4月から国の「子ども・子育て会議」において検討されており、新制度の本格施行に向け、政省令事項や国の基本指針など、各法の具体的な運用に関わる内容について示されます。
- また、平成25年6月、国は「待機児童解消加速化プラン」を発表しました。新制度における5年間の事業計画期間について、2年間前倒しした平成29年度末までに待機児童解消を目指すとして、保育所整備や保育士確保策などの5本の柱の緊急プロジェクトを示し、取組自治体へ財政支援を行っています。

【平成26年度の取組】

- 平成26年度においては以下の取組を推進します。

- 1 子育てと仕事の両立に向け、多様な保育サービスの拡充により整備を加速します**
- 2 安心して子育てできるよう家庭を支援する取組を推進します**
- 3 特別な支援を要する子供と家庭への対応を強化します**

1 子育てと仕事の両立に向け、多様な保育サービスの 拡充により整備を加速します

多様な保育サービスを組み合わせることにより、平成 29 年度末までのできるだけ早い時期に待機児童を解消します。

<主な保育サービス>

(平成 25 年 4 月現在)		
サービス	概要	利用児童
認可保育所	児童福祉法に基づく認可を受けた保育所	193,150 人
認証保育所	0歳児保育や13時間以上の開所を義務付けるなど、大都市の特性に着目し都独自の設置基準を設定した、都が認証する保育施設	21,796 人
認定こども園	幼稚園や保育所等のうち、保護者の就労状態に関わらず受け入れて教育・保育を一体的に行う機能等を備え、認定基準を満たす施設を都道府県知事が認定する施設	※ 2,915 人
家庭的保育事業	乳児又は幼児の保育に知識及び経験を有する者がその居宅等で保育を行う事業	2,027 人
定期利用保育事業	パートタイム勤務や育児短時間勤務等、保護者の就労形態の多様化に対応し、保育所等において一定程度継続的に保育する事業	817 人

※ 認定こども園の利用児童数は、幼保連携型を構成する幼稚園の保育に欠ける子、幼稚園型の保育に欠ける子（認証保育所利用児童を除く）の合計

主な事業展開

- 待機児童解消区市町村支援事業** 5,000 百万円

 - ・ 待機児童の解消に向け、保育の実施主体である区市町村が地域の実情に応じて実施する事業を広く支援し、0～2 歳児の定員拡充につながる取組を更に加速させます。

[(負担割合) 都 原則 1/2 (一定要件を満たす場合は、都 3/4 等)、区市町村 1/2]

- 認証保育所事業** 3,117 百万円

 - ・ 大都市の多様な保育ニーズに対応するため、0歳児保育、13 時間開所を義務付けるなど、都独自の基準による認証保育所の設置を促進します。

- 保育所の施設整備費の支援による設置促進【一部新規】** 11,041 百万円

 - ・ 賃貸物件による保育所整備事業 790 百万円

賃借物件の改修経費等を補助することにより、認可保育所の設置を促進します。

[(規模) 48 施設]
 - ・ 保育所緊急整備事業 9,251 百万円

保育所の新設、増改築等による整備を支援します。

[(規模) 88 施設]

- ・ 多様な主体による保育所緊急整備事業 1,000 百万円*
 国の整備費補助の対象となっていない株式会社や NPO 法人等の認可保育事業者への参入を促進する区市町村に対して支援を行うことにより、保育サービスの一層の拡充を図ります。
*平成 26 年度補正予算による拡充分を含む

[(規模) 10 施設]

○ 定期利用保育事業 506 百万円

- ・ 認可保育所に加え、認証保育所や家庭的保育者等を活用して、パートタイム労働者等にも利用しやすい都独自の定期利用保育事業を実施する区市町村を支援します。

○ 定期借地権利用による認可保育所の整備促進 217 百万円

- ・ 定期借地権設定時に必要な一時金の一部を補助することにより、認可保育所の設置促進を図ります。

[(負担割合) 都 3/4、区市町村 1/4、貸付期間 10 年以上]

○ 所有地を活用した保育所の設置促進 —

- ・ 所有地の減額貸付けを行い、保育所の設置促進を図ります (「所有地活用による地域の福祉インフラ整備事業」)。

○ 家庭的保育事業 1,273 百万円

- ・ 保育を要する乳児又は幼児の保育について、知識及び経験を有する方 (家庭的保育者) が自宅等で保育を行う家庭的保育事業を実施する区市町村を支援します。
- ・ 家庭的保育者が補助員を雇用する際に必要な経費を支援し、保育の質の確保及び家庭的保育事業の定員拡大を図ります。
- ・ 複数の家庭的保育者が同一建物内等で相互支援を行いながら保育を行う共同実施型家庭的保育事業を実施する区市町村を支援します。

○ 認定こども園の設置促進 (包括補助)

- ・ 認定こども園の設置を促進するため、経営コンサルタントの活用や経営セミナーの開催など、各園の状況に応じたきめ細かな取組を区市町村が実施できるよう支援します。

[(負担割合) 都 10/10 (子供家庭支援区市町村包括補助事業)]

○ 社会福祉施設等耐震化の推進 (再掲 P45、53) 759 百万円

- ・ 昭和 56 年以前に建設された社会福祉施設等の中には、耐震性が十分ではないものもあります。震災から入所者等を守るため、民間施設を対象に、耐震診断・耐震改修及び仮設整備に必要な経費を補助し、耐震化を促進します。

[耐震診断 94 施設、耐震改修 64 施設]

- **社会福祉施設・医療施設等耐震化促進事業（再掲 P45、53）** **37 百万円**
 - ・ 耐震化が必要な施設を個別訪問し、状況に応じた相談や提案、アドバイザーの派遣など、きめ細かな対応を行い、社会福祉施設・医療施設等の耐震化を促進します。

[社会福祉施設等 182 施設]

- **児童福祉施設等耐震化促進事業（土地賃料）** **6 百万円**
 - ・ 耐震化に向けた改修及び改築に際して必要となる仮設施設の土地の賃借料について補助を行い、保育所等の耐震化を強力に推進します。

- **保育施設の非構造部材耐震対策支援事業** **（包括補助）**
 - ・ 子供の日中の集団生活の場である保育施設の非構造部材の耐震対策に係る経費の一部を補助することにより、子供の安全確保のための取組を促進します。

[子供家庭支援区市町村包括補助事業]

- **保育人材確保事業【一部新規】** **124 百万円**
 - ・ 保育士 OB 等の有資格者等に対して、就職支援研修・就職相談会を一体的に実施するとともに、求職者のニーズに合った就職先の提案等を行う「保育士就職支援コーディネーター」を活用することで保育人材の確保を図ります。

[規模 6回×100人]

 - ・ 保育士有資格者のうち、保育所勤務未経験者やブランクの長い者に対して、就職に必要な知識を習得するための講座や現場実習を実施することにより、一人ひとりの状況に応じた多様な就職支援を行います。

[規模 10回×40人]

 - ・ 都内全域及び近県在住の保育士を対象に事業者の情報収集や現役保育士と語り合える場として、また、中小事業者が他県での人材確保の場を提供するため「保育士就職相談会」を実施します。
 - ・ 就職支援研修などの参加者に対しても、東京都福祉人材センターにおける保育士バンクへの登録促進を図り、登録者の就職後のフォローまで実施することで、就労定着を支援します。

- **現任保育従事職員資格取得支援事業** **14 百万円 包括補助**
 - ・ 保育所等に勤務する保育従事者が保育士資格を取得する際に要する経費の一部を支援することにより、人材の確保を図ります。

[子供家庭支援区市町村包括補助事業]

- **東京都保育従事職員等処遇改善事業【新規】** **978 百万円**
 - ・ 保育人材確保策を推進する一環として、保育従事職員等の処遇改善に取り組む認証保育所などの認可外保育施設に対する補助を行う区市町村を支援します。

- **保育士研修等事業** **40 百万円**
 - ・ 区市町村が実施する保育の質の向上を図るための研修や保育士の人材確保への取組などに補助を行い、保育士の専門性向上や質の高い人材の安定的な確保を推進します。

- **保育士修学資金貸付事業【新規】** **421 百万円**
 - ・ 指定保育士養成施設に在学し、保育士資格の取得を目指す学生に対し、修学資金を貸し付けることにより、保育士の養成確保を図ります。

- **認証保育所等運営指導・研修の充実** **33 百万円**
 - ・ 認証保育所の質の確保・向上を図るため、新設の事業者等に対して、保育士等の専門職を活用し、開設後早期に運営指導を行います。
 - ・ 認証保育所施設長研修、認証保育所中堅保育士研修、家庭的保育者研修、認可外保育施設職員研修、小規模保育事業従事者研修を実施し、保育の質の向上を図ります。

- **事業所内保育の推進** **328 百万円***
 - ・ 平成 19～24 年度に開設した事業所内保育施設の運営費の一部を補助することにより、企業の次世代育成に対する取組を支援します。
 - ・ 区市町村が企業と連携して定員の一部を地域開放分として活用し、待機児童解消を図る取組に対して支援を行います。
 - ・ 地域開放を行う事業所内保育施設の設置を一層促進するため、平成 26 年度から、設置費補助の区市町村負担分を都が全額負担します。 *平成 26 年度補正予算による拡充分を含む

- **小規模保育整備促進支援事業** **1,755 百万円**
 - ・ 子ども・子育て支援新制度の実施を見すえ、空き家、空き店舗、空き公共施設等を活用し、定員 6 人以上 19 人以下の小規模保育の整備を促進する区市町村を支援します。

- **送迎保育ステーション事業【新規】** **(包括補助)**
 - ・ 近隣に入所可能な保育所が見つからない児童が自宅から遠距離にある保育所でも通えるようにするため、保護者にとって利便性のよい保育所や学校、児童館等に送迎ステーションを設置し、送迎バス等により児童の送迎を行います。

[子供家庭支援区市町村包括補助事業]

- **病児・病後児保育事業【一部新規】** **705 百万円 包括補助**
 - ・ **病児・病後児保育補助事業** **705 百万円**
 - ・ 病中又は病気の回復期の児童を、保育所・医療機関等に付設された専用スペース等において保育及び看護ケアを行います。

- ・ **病児・病後児保育促進事業** (包括補助)
病児・病後児保育施設を活用して、保育所等や利用者に対して病児のケアに関する技術的な支援や情報提供を行ったり、子供が保育施設で体調不良となった場合に、保護者に代わって病児保育施設の看護師又は保育士が子供を迎えに行き、医療機関受診後、保護者が仕事を終えて迎えに来るまでの間、病児保育室で保育・看護を行うなどの区市町村の取組を支援します。

[子供家庭支援区市町村包括補助事業]

○ **都型学童クラブ事業** **855 百万円**

- ・ 開所時間の延長や保育士等有資格者の配置など、都が定めた要件を満たす学童クラブ事業を行う区市町村を支援します。

[(負担割合) 都 1/2、区市町村 1/2]

○ **学童クラブ設置促進事業等補助** **94 百万円**

- ・ 区市町村が既存施設を活用して学童クラブを設置する場合や、既存の学童クラブ事業において障害児の受入れ促進を行う等の取組を支援します。

[(負担割合) 国 1/3、都 1/3、区市町村 1/3 (一定要件を満たす場合は、国 1/3、都 1/2、区市町村 1/6)]

2 安心して子育てができるよう家庭を支援する取組を推進します

毎日の子育てが安全・安心にできるよう、子育て家庭を支援するためのサービスや環境づくりを進め、社会全体で子育て家庭を応援していきます。

主な事業展開

- **地域子育て支援拠点整備費補助事業【一部新規】** **15 百万円 包括補助**
 - ・ 子育て相談、子育てサークルなどを実施し、地域における子育て支援の中心となる施設（子育てひろば）の整備を支援します。
〔（負担割合）都 1/2、区市町村 1/2〕
 - ・ 地域の子育てひろばの充実のため、専用スペースを有しない子育てひろばに対し、既存施設の改修等により常設にする取組や、新規で常設の子育て広場を整備する費用を支援します。
〔（負担割合）都 10/10 又は 3/4、子供家庭支援区市町村包括補助事業〕
- **地域子育て支援研修** **12 百万円**
 - ・ 地域の子育て支援担当職員等を対象として、地域子育て支援（機関）研修、子供家庭支援センター職員研修、区市町村家庭復帰支援従事者研修を実施し、子育て支援の向上を図ります。
- **「子育て応援とうきょう会議」による気運の醸成** **48 百万円**
 - ・ 企業や NPO、自治体など幅広い分野で構成する「子育て応援とうきょう会議」が実施するイベントやホームページなどを通じて、企業における働き方の見直しや子育て家庭に対する情報発信の取組等を進めるとともに、企業、NPO、自治体の協働に向けた基盤づくりを強化し、社会全体で子育て家庭を温かく見守り、支援する気運を一層高めていきます。
- **東京子育て応援ファンドの創設【新規】** **2,140 百万円**
 - ・ 社会全体で少子化問題に対応するため、都民、企業、都の出資による東京子育て応援ファンドを創設し、NPO、企業、地域団体等が行う先駆的・先進的な事業などを支援します。

- **不妊治療費の助成** **3,612 百万円**
 - ・ 不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、医療保険が適用されず、高額の治療費がかかる配偶者間の特定不妊治療の費用の一部を助成します。

- **先天性代謝異常等検査** **356 百万円**
 - ・ 病気を早期に発見し障害を予防するため、生後5日から7日目までの新生児に対してタンデムマス法*等により19疾患の検査を行います。

* タンデムマス法：「タンデムマス」と呼ばれる精密機器を用いて、問題となる病気がないか調べる方法。従来の検査法よりも、多くの疾患を発見することができる。

- **生涯を通じた女性の健康支援事業【一部新規】** **25 百万円**
 - ・ 妊娠、出産等女性特有の機能及び身体的特徴を有することから生じる女性の心身に関する様々な悩みなどに対応するため、相談指導体制を確立することにより、生涯を通じた女性の健康の保持増進を図ります。
 - ・ 若い世代が妊娠適齢期や不妊等について正確な知識を持った上でライフプランを考えることができるよう、大学での講義やメディアを活用した社会人への広報により、情報を提供していきます。
 - ・ 悩みを抱えて孤立しがちな妊婦の方などが相談しやすいよう、妊娠・出産に関する悩みについての専用ホットラインを開設します。

- **妊娠・出産に関する相談支援普及啓発事業【新規】** **10 百万円**
 - ・ 妊娠・出産に関する不安や悩み等を抱える女性への相談支援体制の充実に伴い、相談窓口を広報することで、悩みを抱えて孤立しがちな妊婦等の適切な支援につなげます。

- **妊婦健康診査受診促進【新規】** **13 百万円**
 - ・ 早期の医療機関受診と妊娠の届出及び定期的な妊婦健康診査の受診を促すため、広く普及啓発を実施します。

- **子育てスタート支援事業【一部新規】** **(包括補助)**
 - ・ 家族等から出産前後のケアが受けられない等、特に支援を要すると区市町村が判断した母児等に対し、病産院での分娩退院後などの一定期間の宿泊ケアやデイケアを行うとともに保健師等が相談に対応し、妊娠中から出産後まで、切れ目なく支援することにより、虐待の未然防止を図ります。また、本事業を実施するために基盤整備を行う区市町村を支援します。

[子供家庭支援区市町村包括補助事業]

3 特別な支援を要する子供と家庭への対応を強化します

児童虐待などにより家庭で暮らせない子供たちが増えていることから、児童養護施設や養育家庭など社会的養護の受入体制を充実し、きめ細かいケアを実践するとともに、要支援家庭を早期に発見し、必要な支援につなげることで児童虐待の未然防止を図ります。

また、ひとり親家庭に対する就労促進策を実施し、生活の安定を図ります。

主な事業展開

- **虐待防止支援モデルプランの開発** 10 百万円
 - ・ 区市町村が在宅サービスを活用し、虐待を効果的に未然防止できるよう、外部の専門家の助言を受け、モデルプランを策定します。

- **区市町村の虐待対応力向上支援** （包括補助）
 - ・ 先駆型子供家庭支援センターの虐待対応力の向上のため、虐待対策コーディネーターの配置や、虐待対策ワーカーの増配置を行う区市町村を支援します。
[子供家庭支援区市町村包括補助事業]

- **医療機関における虐待対応力強化事業** 3 百万円
 - ・ 医療機関に対して、院内虐待対策委員会（CAPS）の設置を始めとした虐待対応体制の整備を支援するとともに、医療従事者等を対象にレベル別研修や普及啓発研修等を実施し、医療機関における虐待対応体制の核となる人材を養成します。

- **児童養護施設の治療的・専門的支援体制の強化** 612 百万円
 - ・ 精神科医師や心理担当職員を配置し、治療的・専門的ケアを行う専門機能強化型児童養護施設の設置を促進するとともに、個別ケア職員を配置するなど、引き続き機能の充実を図ります。
[専門機能強化型児童養護施設 47 か所]

- **石神井学園キャンパスの再編整備** 826 百万円
 - ・ 都立石神井学園において、経年により老朽化した児童棟の改築等を行います。また、児童のケア体制の充実を図り、虐待による重篤な症状を持つ児童等を確実に受け入れるという公的な役割を果たす施設として、生活支援・医療・教育を一体的に提供する「連携型専門ケア機能」の試行のための準備を行います。

- **乳児院の医療体制整備事業** **42 百万円**
 - ・ 乳児院に看護師を 24 時間配置し、常時医療・看護が必要な病虚弱児等の受入体制を整備します。

- **社会的養護における自立支援の強化** **274 百万円**
 - ・ 児童養護施設退所者等の就業支援事業 18 百万円
職業紹介を行っている企業等により、児童養護施設等の退所（予定）者に対し、適職診断、面接対策などの就職活動支援や、施設退所者が働きやすい職場の開拓及び就職後の職場訪問等を行い、退所後の自立支援を推進します。
 - ・ 自立支援強化事業 256 百万円
児童養護施設に、児童の施設入所中の自立に向けた準備から施設退所後のアフターケアまで総合的な自立支援を担う職員を配置し、支援体制を強化します。

- **児童養護施設等生活向上のための環境改善事業** **14 百万円**
 - ・ 児童養護施設の入所児等の生活向上のため、老朽化遊具の更新や学習環境整備のためのパソコン購入などを支援します。

- **児童養護施設等の整備** **275 百万円**
 - ・ 社会的養護の必要な児童の処遇向上や家庭的養護のニーズに対応するため、児童養護施設等の新設、改築等を支援します。

- **ジョブ・トレーニング事業（自立援助ホーム）** **13 百万円**
 - ・ 自立援助ホームに入所中又は退所した児童等の自立を図るため、就労支援及び就労定着支援を手厚く行える体制を整備します。

- **養育家庭等への支援** **247 百万円**
 - ・ 里親支援機関事業 76 百万円
社会的養護を必要とする児童の里親への委託を一層推進するため、児童相談所業務を補完する専門機関において、養育相談や定期巡回訪問などを行うことにより、里親委託を総合的に推進します。
[11 か所]
 - ・ 里親支援専門相談員の配置 171 百万円
里親やファミリーホームへの相談等の支援体制の充実を図るため、児童養護施設等に里親支援専門相談員を配置します。

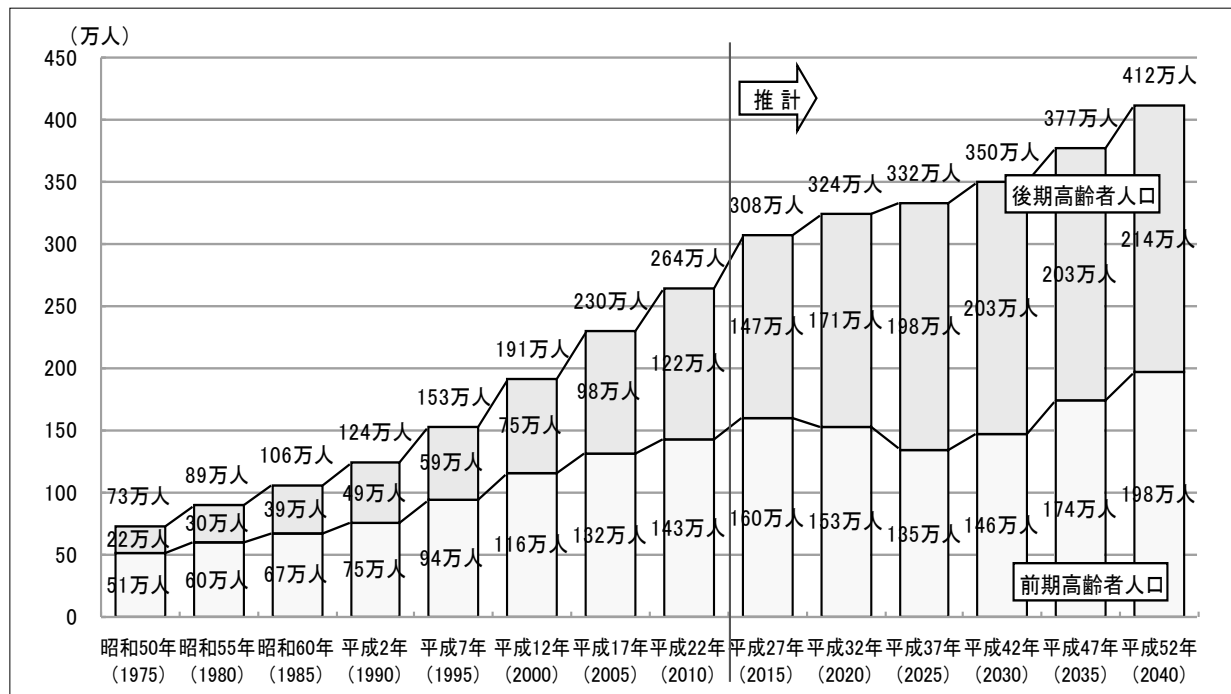
- **ひとり親家庭等に対する就業支援【一部新規】** **196 百万円**
- ・ **ひとり親家庭等の在宅就業支援事業** **182 百万円**
ひとり親等を対象とした東京都ひとり親家庭支援センター(「はあと立川」)において、在宅就業の情報収集・発信、仕事と家庭の両立にかかる専門相談や職業能力開発を行います。
 - ・ **高等技能訓練促進費** **5 百万円**
ひとり親家庭の生活の安定に役立つ資格取得を促進するため、一定の訓練期間にかかる訓練促進費を支給してひとり親家庭の自立促進を行います。
 - ・ **ひとり親家庭の子供サポートモデル事業** **9 百万円**
ひとり親家庭に育つ子供の自立促進を図るため、子供の学習支援と悩みを聞くなどの生活支援を行うボランティアを派遣し、学習と生活の両面から支援します。
- **ひとり親家庭支援センター事業** **29 百万円**
- ・ ひとり親家庭や支援機関に対して、生活相談や面会交流支援、就業支援等を実施し、自立支援と生活の安定を図ります。

第2 高齢者が健康で自分らしく暮らせる社会を目指します

（高齢者を取り巻く状況）

- 東京では、平成32年に後期高齢者数が前期高齢者数を上回り、団塊の世代が後期高齢期を迎える平成37年には、高齢者人口が332万人に増加すると推計されており、都民の4人に1人が高齢者となる見込みです。
- 核家族化の進行など家族形態の変化に伴い、高齢者の単身世帯や夫婦のみの世帯が増加しています。
- また、都内の要介護（要支援）認定を受けている高齢者のうち、何らかの認知症の症状を有する人は、平成23年1月時点で約32万人に上り、平成37年には約52万人に達する見込みです。

＜東京都の高齢者人口推計＞



(注) () 内は総人口。1万人未満を四捨五入しているため、内訳の合計値と一致しない場合がある。

資料：総務省「国勢調査」[昭和50年～平成22年]

国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」(平成25年3月推計)[平成27年～平成52年]